

埼労発基 0614 第 5 号
令和 6 年 6 月 14 日

関係団体の長 殿

埼玉労働局長
(公印省略)

電気自動車の整備の業務等に係る特別教育
に係る労働安全衛生規則等の改正について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 95 号）及び労働安全衛生特別教育規定の一部を改正する件（令和 6 年厚生労働省告示第 213 号）が令和 6 年 6 月 3 日にそれぞれ交付又は告示され、令和 6 年 10 月 1 日から施行又は適用されます。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、会員事業場等に対する本改正内容等の周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。